



修業生の給与

<https://www.lapprenti.com/html/entreprise/salaire.asp>

修業生では金持ちにはなれません！

しかしお金を得ながら、企業と学校 (CFA, 大学) との間でパートタイムとして参加し、一人前になれます。

修業教育契約にサインして、最低賃金の一定のパーセントの報酬を得ることができます。

初年の修業生の月額報酬		
18 歳以前	18-20 歳	21 歳以上 ⁽¹⁾
最低賃金*の 25%	最低賃金*の 41%	最低賃金*の 53%
370 ユーロ (約 48,840 円)	607 ユーロ (約 80,124 円)	785 ユーロ (約 103,620 円)
2 年目の修業生の月額報酬		
18 歳以前	18-20 歳	21 歳以上
最低賃金*の 37%	最低賃金*の 49%	最低賃金*の 61%
548 ユーロ (約 72,336 円)	725 ユーロ (約 95,700 円)	903 ユーロ (約 119,196 円)
3 年目の修業生の月額報酬		
18 歳以前	18-20 歳	21 歳以上
最低賃金*の 53%	最低賃金*の 65%	最低賃金*の 78%
785 ユーロ (約 103,620 円)	962 ユーロ (約 126,984 円)	1,155 ユーロ (約 152,460 円)
2017年1月1日で最低賃金の月額：1,480.27ユーロ (約20万円)		

(1) 報酬額は、修業生が 18 歳あるいは 21 歳に達した日に続く月の最初の日を考慮して、年齢の 2 つの区分の割合で加算されます。条項 D. 6222-34

契約の初年と次年の修業生の給与の加算は、契約実施の各年の末日に続く最初の日に設定されます。

(*) 企業が団体協約あるいは専門職分野の合意を採用するならば、報酬は最低賃金より高額です。

◎建築業のようないくつかの分野では 18 歳以下の人の初年度で最低賃金の 40%の報酬を採用している(すなわち今年は 592 ユーロ(約 78,144 円))。
あなたの専門分野固有の措置を知るために職人仕事会議所に登録しなさい。

専門職化契約での修業生の報酬

初期養成	16-20 歳	21-25 歳	26 歳以上
職業Bac 未習得者	最低賃金の 55%	最低賃金の 70%	慣例の最低限の 85%
職業Bac に同等以上	最低賃金の 65%	最低賃金の 80%	(最低賃金に劣らない)

給与総額と実質月額

修業生の給与は、雇用主の社会保険負担と給与生活者負担が免除されています。したがって実質給与は給与総額と等しくなります。

修業生の給与は同じように最低賃金の範囲内で所得にかかる税金が免除されます。

更新日 : 2018/02/15